

国連PKO調達セミナー

防 衛 装 備 庁
令和元年6月21日

防衛装備移転三原則の概要

- 防衛装備移転三原則は、新たな安全保障環境に適合する防衛装備移転の考え方を包括的に整理し、その基準と手続を明確化したもの。
- 新たな原則の下においても、平和国家としての基本理念を維持することは不変であり、積極的な武器輸出政策に転ずるものではなく、厳格な審査により移転の可否を個別に判断している。

【原則1】 移転を禁止する場合を明確化し、次に掲げる場合は移転を認めない

【原則2】 移転を認め得る 場合を次の場合等に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査

- ① 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合
※ 平和貢献・国際協力の観点から積極的意義がある場合に限る。
- ② 我が国の安全保障に資する場合
 - ・ 国際共同開発・生産
 - ・ 安全保障・防衛協力の強化（救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る防衛装備の移転等）
 - ・ 自衛隊等の活動、邦人の安全確保に必要な輸出※ 我が国の安全保障の観点から積極的意義がある場合に限る。
- 透明性の確保のため、国家安全保障会議で審議された案件については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律を踏まえ、政府として情報公開を図る。

【原則3】 目的外使用及び第三国移転について適正管理が確保される場合に限定

参考

- 平成24年、ハイチPKOからの撤収に当たり自衛隊の保有する施設機材をハイチ政府に譲与
- 中型ドーザ等、譲与する施設機材の中で「旧武器輸出三原則」にいう「武器」に該当するものについては、内閣官房長官談話による「旧武器輸出三原則」の例外化措置の対象

中型ドーザ

